

義務教育費の財源確保を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保について国の責任を果たすためのものであり、すべての子どもたちに無償で一定水準の教育機会を保障する重要な制度である。

文科省は40人学級を見直し、35・30人学級の実現を目指した「新・教職員定数改善計画（案）」を策定し、2011年度から小学校1年生の35人学級を実現した。また2012年度は、義務教育標準法の改正は見送られたものの、教員数を特例的に上積みし、小学校2年生の35人学級を実現した。

学校現場においては、教職員の拡充は喫緊の課題となっており、子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、「新・教職員定数改善計画（案）」の確実な実施と学級編制基準の改正が必要であり、「30人以下学級」の早期実現が不可欠である。

現在、小中学生を持つ保護者は、給食費、修学旅行費、教材費などの負担があり、また、生活保護・就学援助受給世帯が急増している中、子どもたちの教育を保障するためには、政府による教育予算の拡充が最優先課題と言える。

よって、国会及び政府においては、教育予算の確保・充実を図るため、以下の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1を復元すること。
- 2 義務教育無償を実現するため、保護者負担を軽減するよう教育予算を拡充すること。
- 3 「新・教職員定数改善計画（案）」を確実に実施し、教職員定数の改善を早期に行うこと。
- 4 学校施設整備費、就学援助・奨学金、教材費、図書費など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年（2012年）6月13日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣

（提出者）全議員